

現行条文（平成30年4月版）		新条文（平成30年10月版）		
編章節条 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	改定理由
表紙	土木工事共通仕様書 平成29年10月改定 （平成30年4月一部改定）	表紙	土木工事共通仕様書  平成30年10月	
第1編	共通編	第1編	共通編	
第1章	総則	第1章	総則	
第1節	総則	第1節	総則	
1-1-1-3	設計図書の照査等	1-1-1-3	設計図書の照査等	
2. 設計図書の照査	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を <b>書面により</b> 提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または <b>書面</b> の追加の要求があった場合は従わなければならない。	2. 設計図書の照査	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または <b>資料</b> の追加の要求があった場合は従わなければならない。 <b>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。</b>	照査範囲の明確化のため追記
1-1-1-5	施工計画書	1-1-1-5	施工計画書	
2. 変更施工計画書	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。	2. 変更施工計画書	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（ <b>数量等の軽微な変更は除く</b> ）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。	最新の運用に基づき改定
1-1-1-19	建設副産物	1-1-1-19	建設副産物	
4. 再生資源利用計画	受注者は、 <b>建設資材</b> を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	4. 再生資源利用計画	受注者は、 <b>コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等</b> を工事現場に搬入する場合には、 <b>法令に基づき</b> 、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	最新の運用に基づき改定
5. 再生資源利用促進計画	受注者は、 <b>建設副産物</b> を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	5. 再生資源利用促進計画	受注者は、 <b>建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等</b> を工事現場から搬出する場合には、 <b>法令に基づき</b> 、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	最新の運用に基づき改定
		7. 建設副産物情報交換システム（COBRIS）	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、 <b>施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。</b>	最新の運用に基づき改定
1-1-1-33	環境対策	1-1-1-33	環境対策	
4. 廃油等の適切な措置	受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。	4. 廃油等の適切な措置	受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。	誤字の修正
1-1-1-45	保険の付保及び事故の補償	1-1-1-45	保険の付保及び事故の補償	
5. 掛金収納書の提出	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する労働者を雇用する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、 <b>発注者</b> に提出しなければならない。	5. 掛金収納書の提出	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する労働者を雇用する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、 <b>監督員</b> に提出しなければならない。	最新の運用に基づき改定
第2章	土工	第2章	土工	
第4節	道路土工	第4節	道路土工	
1-2-4-1	一般事項	1-2-4-1	一般事項	
3. 構造物取付け部	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 8. 9橋台背面アブローチ部」（日本道路協会、平成24年3月）及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	3. 構造物取付け部	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 7. 9橋台背面アブローチ部」（日本道路協会、平成29年11月）及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	適用すべき諸基準の更新

現行条文（平成30年4月版）		新条文（平成30年10月版）		
編章節条 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	改定理由
第3章	無筋・鉄筋コンクリート	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	
第5節	運搬・打設	第5節	運搬・打設	
1-3-5-4	打設	1-3-5-4	打設	
15. プリージング水の除去	受注者は、コンクリートの打込み中、表面にプリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。	15. プリーディング水の除去	受注者は、コンクリートの打込み中、表面にプリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。	誤字の修正
<b>第3編</b>	<b>土木工事共通編</b>	<b>第3編</b>	<b>土木工事共通編</b>	
第1章	一般施工	第1章	一般施工	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 IV下部構造編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
第3節	共通の工種	第3節	共通の工種	
3-1-3-3	作業土工（床掘り・埋戻し）	3-1-3-3	作業土工（床掘り・埋戻し）	
11. 狭隘箇所等の埋戻し	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	11. 狭隘箇所等の埋戻し	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締め機械を使用し、仕上がり厚を20cm以下で均一になるように仕上げなければならない。なお、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	最新の運用に基づき改定
3-1-3-13	ポストテンション桁製作工	3-1-3-13	ポストテンション桁製作工	
3. PC緊張の施工	PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。	3. PC緊張の施工	PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。	
(8)	プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋編）20.8 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成24年3月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	(8)	プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17.11 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成29年11月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	適用すべき諸基準の更新
<b>第5編</b>	<b>河川編</b>	<b>第5編</b>	<b>河川編</b>	
第4章	水門	第4章	水門	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 IV下部構造編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
第5章	堰	第5章	堰	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 IV下部構造編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新

現行条文 (平成30年4月版)		新条文 (平成30年10月版)		
編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
第7編	砂 防 編	第7編	砂 防 編	
第1章	砂防堰堤	第1章	砂防堰堤	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編) (平成29年11月)	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編Ⅱ 鋼橋編) (平成24年3月)		日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)	適用すべき諸基準の更新
第9編	道 路 編	第9編	道 路 編	
第1章～第15章	道路改良～道路修繕	第1章～第15章	道路改良～道路修繕	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説- (平成29年11月)	適用すべき諸基準の追加
			日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	適用すべき諸基準の追加
第1章	道路改良	第1章	道路改良	
第9節	カルバート工	第9節	カルバート工	
9-1-9-1	一般事項	9-1-9-1	一般事項	
4. コンクリート構造物非破壊試験	(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかぶり測定要領(案) (以下、「要領(案)」という。)」に従い行わなければならない。 (3) 本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。 (4) 要領(案)により難しい場合は、監督員と協議しなければならない。	4. コンクリート構造物非破壊試験	(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかぶり測定要領 (以下、「要領」という。)」 (国土交通省、平成24年3月) に従い行わなければならない。 (3) 本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。 (4) 要領により難しい場合は、監督員と協議しなければならない。	最新の運用に基づき改定
第12節	遮音壁工	第12節	遮音壁工	
9-1-12-2	材 料	9-1-12-2	材 料	
3. 背面板 (受音板) の材料	背面板 (受音板) の材料は、JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SPG 3S または、これと同等以上の品質を有するものとする。	3. 背面板 (受音板) の材料	背面板 (受音板) の材料は、JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SGH、SGC または、これと同等以上の品質を有するものとする。	JIS G 3302の改定による鋼材規格名称の変更
第3章	橋梁下部	第3章	橋梁下部	
第1節	適用	第1節	適用	
4. コンクリート構造物非破壊試験	(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかぶり測定要領(案) (以下、「要領(案)」という。)」に従い行うものとし、試験結果の判定は要領(案)中の「非破壊試験による測定結果の判定手順」によるものとする。 (3) 本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。 (4) 要領(案)により難しい場合は、監督員と協議しなければならない。	4. コンクリート構造物非破壊試験	(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかぶり測定要領 (以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。 (3) 本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。 (4) 要領により難しい場合は、監督員と協議しなければならない。	最新の運用に基づき改定
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編) (平成29年11月)	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編Ⅱ 鋼橋編) (平成24年3月)		日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編Ⅳ 下部構造編) (平成24年3月)		日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ 下部構造編) (平成29年11月)	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ 耐震設計編) (平成24年3月)		日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ 耐震設計編) (平成29年11月)	適用すべき諸基準の更新
第8節	鋼製橋脚工	第8節	鋼製橋脚工	
9-3-8-10	橋脚架設工	9-3-8-10	橋脚架設工	
1. 適用規定	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編3-2-13-3架設工 (クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説 (Ⅱ 鋼橋編) 第18章施工」 (日本道路協会、平成24年3月) の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1. 適用規定	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編3-2-13-3架設工 (クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説 (Ⅱ 鋼橋・鋼部材編) 第20章施工」 (日本道路協会、平成29年11月) の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準の更新

現行条文（平成30年4月版）		新条文（平成30年10月版）		
編章節条 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	改定理由
9-3-8-11	現場継手工	9-3-8-11	現場継手工	
2. 適用規定（2）	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）18章施工」（日本道路協会、平成24年3月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	2. 適用規定（2）	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準の更新
第4章	鋼橋上部	第4章	鋼橋上部	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
第5章	コンクリート橋上部	第5章	コンクリート橋上部	
第1節	適用	第1節	適用	
4. コンクリート構造物非破壊試験	（2）非破壊試験は「非破壊によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）（以下、「要領（案）」という。）」に従い行うものとする。 （3）本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。 （4）要領（案）により難い場合は、監督員と協議しなければならない。	4. コンクリート構造物非破壊試験	（2）非破壊試験は「非破壊によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行うものとする。 （3）本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。 （4）要領により難い場合は、監督員と協議しなければならない。	最新の運用に基づき改定
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
第7章	コンクリートシェッド	第7章	コンクリートシェッド	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成23年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
第8章	鋼製シェッド	第8章	鋼製シェッド	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
第14章	道路維持	第14章	道路維持	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（平成16年5月）			適用すべき諸基準の削除

現行条文 (平成30年4月版)		新条文 (平成30年10月版)		
編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
第11編	公園緑地編	第11編	公園緑地編	
第1章	基盤整備	第1章	基盤整備	
第5節	植栽基盤工	第5節	植栽基盤工	
1-5-2	材料	1-5-2	材料	
2.	(3) 有機質土壌改良材 (バーク堆肥) については、樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物が混入していないものとする。 (4) 有機質土壌改良材 (泥炭系) については、泥炭類であるピートモス、ピートを主としたもので、有害物が混入していないものとする。 (5) 有機質土壌改良材 (下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト) ) については、下水汚泥を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたものとし、有害物が混入していないものとする。 (6) バーク堆肥、泥炭系及び下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト) 以外の有機質土壌改良材については、有害物が混入していないものとする。 (7) 受注者は、設計図書に示された支給品を用いるものとするが、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	2.	(3) 有機質土壌改良材 (針葉樹皮改良材) については、針葉樹皮の樹皮が分解しづらい性質を利用し、樹皮に加工を施して改良材としたもので、有害物が混入していないものとする。 (4) 有機質土壌改良材 (バーク堆肥) については、広葉樹又は針葉樹の樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物が混入していないものとする。なお、未熟なバーク堆肥を用いると窒素欠乏による生育阻害をおこす恐れがあるので注意しなければならない。 (5) 有機質土壌改良材 (泥炭系) については、泥炭類であるピートモス、ピートを主としたもので、有害物が混入していないものとする。 (6) 有機質土壌改良材 (下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト) ) については、下水汚泥を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたもので、有害物が混入していないものとする。 (7) 針葉樹皮改良材、バーク堆肥、泥炭系及び下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト) 以外の有機質土壌改良材については、有害物が混入していないものとする。 (8) 受注者は、設計図書に示された支給品を用いるものとするが、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	最新の運用に基づき改定
第3章	施設整備	第3章	施設整備	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	適用すべき諸基準の更新
			日本みち研究所 補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針 (案) とその解説 - (平成29年11月)	適用すべき諸基準の追加
			日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	適用すべき諸基準の追加
第4章	グラウンド・コート整備	第4章	グラウンド・コート整備	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 平成24年改訂版 (平成24年)		日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 平成29年改訂版 (平成29年5月)	適用すべき諸基準の更新
	日本体育施設協会 グラウンド・コート舗装施工指針 第2版 (平成26年1月)		日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針 第2版 (平成26年1月)	
4-3-2	材料	4-3-2	材料	
2.	(4) クレー舗装に使用する土の種類と品質	2.	(4) クレー舗装に使用する土の種類と品質及び混合材の種類と品質	最新の運用に基づき改定
7.	受注者は、以下の材料の試料及び試験結果について、施工前に監督員の承諾を得なければならない。ただし、実績がある場合で、設計図書に示す基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合は、受注者は、試料及び試験結果の提出を省略することができるものとする。	7.	クレー舗装の混合材については、設計図書によるものとする。または、砂、石灰岩ダスト、特殊針葉樹皮改良材とし、不純物を含まない均質なものとする。	最新の運用に基づき改定
		8.	受注者は、以下の材料の試料及び試験結果について、施工前に監督員の承諾を得なければならない。ただし、実績がある場合で、設計図書に示す基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合は、受注者は、試料及び試験結果の提出を省略することができるものとする。	
4-3-4	グラウンド・コート用舗装工	4-3-4	グラウンド・コート用舗装工	
3.	(3) 受注者は、混合については、混合土砂のバランスをとりながら、縦方向、横方向交互に耕耘し、均質に仕上げなければならない。また、耕耘回数は1層につき3回以上行わなければならない。	3.	(3) 受注者は、混合については、土及び混合材のバランスをとりながら、縦方向、横方向交互に耕耘し、均質に仕上げなければならない。また、耕耘回数は1層につき3回以上行わなければならない。	最新の運用に基づき改定